

別添

新 旧 対 照 表

改 正 後	現 行
(別紙) セーフティネット支援対策等事業実施要綱 1 目的 (略) 2 実施主体 (略) 3 事業の種類 (略) (1) 自立支援プログラム策定実施推進事業 (略) (2) 生活保護適正実施推進事業 (略) (3) 地域福祉増進事業 (略) ア 地域福祉基盤整備事業 (ア) 民生委員・児童委員研修事業 (略) (イ) 福祉・介護人材確保緊急支援事業 (略) (ウ) 福祉人材確保推進事業 (略) <u>(エ) 外国人介護福祉士候補者受入施設日本語習得支援事業</u> <u>経済連携協定に基づき入国する外国人介護福祉士候補</u>	(別紙) セーフティネット支援対策等事業実施要綱 1 目的 (略) 2 実施主体 (略) 3 事業の種類 (略) (1) 自立支援プログラム策定実施推進事業 (略) (2) 生活保護適正実施推進事業 (略) (3) 地域福祉増進事業 (略) ア 地域福祉基盤整備事業 (ア) 民生委員・児童委員研修事業 (略) (イ) 福祉・介護人材確保緊急支援事業 (略) (ウ) 福祉人材確保推進事業 (略) <u>(エ) 社会福祉法人経営支援事業 (略)</u>

者が円滑に就労・研修できるように、受入施設における日本語習得の支援を行う事業。

- (オ) 社会福祉法人指導監督事業 (略)
- (カ) 消費生活協同組合指導監督事業 (略)
- (キ) 災害救助対策等事業 (略)

- イ 地域福祉支援事業 (略)
 - (ア) 日常生活自立支援事業 (略)
 - (イ) 生活福祉資金貸付事業 (略)
 - (ウ) 運営適正化委員会設置運営事業 (略)

ウ 地域福祉等推進特別支援事業 (略)

エ 安心生活創造事業(略)

オ ひきこもり対策推進事業 (略)
ひきこもり本人や家族等からの相談等の支援を行う「ひきこもり地域支援センター」を整備し、地域におけるひきこもり対策の総合的な支援体制を確保する取組を推進し、ひきこもり本人の自立の推進、本人及び家族等の福祉の増進を図る事業。

カ 地域生活定着支援事業 (略)
高齢であり、又は障害を有するため、福祉的な支援を必要とする矯正施設退所者が地域において安定した生活を送ることができるようにするため、全国に「地域生活定着支援セ

- (オ) 社会福祉法人指導監督事業 (略)
- (カ) 消費生活協同組合指導監督事業 (略)
- (キ) 災害救助対策等事業 (略)

- イ 地域福祉支援事業 (略)
 - (ア) 日常生活自立支援事業 (略)
 - (イ) 運営適正化委員会設置運営事業 (略)

ウ 地域福祉等推進特別支援事業 (略)

エ 安心生活創造事業(略)

オ ひきこもり対策推進事業
ひきこもり本人や家族等からの相談等の支援を行う「ひきこもり地域支援センター」を整備し、地域におけるひきこもり対策の中核機関の設置による総合的な支援体制を確保する取組を推進し、ひきこもり本人の自立の推進、本人及び家族等の福祉の増進を図る事業。

カ 地域生活定着支援事業 (略)
高齢であり、又は障害を有するため、福祉的な支援を必要とする刑務所出所者等が地域において安定した生活を送ることができるようにするため、全国に「地域生活定着支援セ

ンター」を整備し、福祉サービス等につなげるための準備を各都道府県の保護観察所と協働して進める事業。

(4) ホームレス対策事業 (略)

(5) 中国残留邦人等地域生活支援事業 (略)

ンター」を整備し、福祉サービス等につなげるための準備を各都道府県の保護観察所と協働して進める事業。

(4) ホームレス対策事業 (略)

(5) 中国残留邦人等地域生活支援事業 (略)

(6) 住宅・生活支援対策事業

ア 住宅手当緊急特別措置事業

「住宅手当緊急特別事業の実施について」(平成21年7月9日社援発0709第7号厚生労働省社会・援護局長通知)に基づき、離職者であって就労能力及び就労意欲のある者のうち、住宅を喪失している者又は喪失するおそれのある者に対して、住宅手当を支給することにより、これらの者の住宅及び就労機会の確保に向けた支援を行う事業。

イ 生活福祉資金貸付事業 (略)

ウ 臨時特例つなぎ資金貸付事業

離職者を支援するための公的給付制度又は公的貸付制度を申請している住居のない離職者に対して、当該給付金又は貸付金の交付を受けるまでの当面の生活費を貸し付けることにより、その自立支援を行う事業。

4 事業の実施（略）

各事業の実施は次によること。ただし、「介護福祉士等修学資金貸付事業」、「生活福祉資金貸付事業」を除く。

(1) ～ (2) (略)

(3) 地域福祉増進事業

- ア 民生委員・児童委員研修事業実施要領（別添3）
- イ 福祉・介護人材確保緊急支援事業（別紙4）
- ウ 福祉人材確保重点事業実施要領（別添5）
- エ 外国人介護福祉士候補者受入施設日本語習得支援事業（別添6）
- オ 社会福祉法人指導監督事業実施要領（別添7）
- カ 消費生活協同組合指導監督事業実施要領（別添8）
- キ 災害救助対策等事業実施要領（別添9）
- ク 日常生活自立支援事業実施要領（別添10）
- ケ 運営適正化委員会設置運営事業実施要領（別添11）
- コ 地域福祉等推進特別支援事業実施要領（別添12）
- サ 安心生活創造事業実施要領（別添13）
- シ ひきこもり対策推進事業実施要領（別添14）
- ス 地域生活定着支援事業実施要領（別添15）

(4) ～ (5) (略)

5 国の補助（略）

4 事業の実施

各事業の実施は次によること。ただし、「介護福祉士等修学資金貸付事業」、「住宅・生活支援対策事業」を除く。

(1) ～ (2) (略)

(3) 地域福祉増進事業

- ア 民生委員・児童委員研修事業実施要領（別添3）
- イ 福祉・介護人材確保緊急支援事業（別紙4）
- ウ 福祉人材確保重点事業実施要領（別添5）
- エ 社会福祉法人経営支援事業実施要領（別添6）
- オ 社会福祉法人指導監督事業実施要領（別添7）
- カ 消費生活協同組合指導監督事業実施要領（別添8）
- キ 災害救助対策等事業実施要領（別添9）
- ク 日常生活自立支援事業実施要領（別添10）
- ケ 運営適正化委員会設置運営事業実施要領（別添11）
- コ 地域福祉等推進特別支援事業実施要領（別添12）
- サ 安心生活創造事業実施要領（別添13）
- シ ひきこもり対策推進事業実施要領（別添14）
- ス 地域生活定着支援事業実施要領（別添15）

(4) ～ (5) (略)

5 国の補助（略）

(別添2)

生活保護適正実施推進事業実施要領

1 目的 (略)

2 実施主体 (略)

3 事業内容 (略)

(1) 生活保護法施行事務監査等事業 (略)

(2) 生活保護適正化事業

ア 生活保護特別指導監査事業 (略)

イ 診療報酬明細書点検等充実事業 (略)

ウ 居宅介護支援計画点検等強化事業 (略)

エ 認定等事務適正化事業

(ア) 収入資産状況把握等充実事業 (略)

(イ) 扶養義務調査充実事業 (略)

(ウ) 体制整備強化事業 (略)

オ 行政対象暴力に対する警察との連携協力体制強化事業 (略)

カ 関係職員等研修・啓発事業 (略)

キ 業務効率化事業

(ア) 福祉事務所生活保護システムの改修事業

生活保護業務データシステム及び生活保護等版レセプ

ト管理システムを運用するため、福祉事務所の生活保護シ

(別添2)

生活保護適正実施推進事業実施要領

1 目的 (略)

2 実施主体 (略)

3 事業内容 (略)

(1) 生活保護法施行事務監査等事業 (略)

(2) 生活保護適正化事業

ア 生活保護特別指導監査事業 (略)

イ 診療報酬明細書点検等充実事業 (略)

ウ 居宅介護支援計画点検等強化事業 (略)

エ 認定等事務適正化事業

(ア) 収入資産状況把握等充実事業 (略)

(イ) 扶養義務調査充実事業 (略)

(ウ) 体制整備強化事業 (略)

オ 行政対象暴力に対する警察との連携協力体制強化事業 (略)

カ 関係職員等研修・啓発事業 (略)

キ 業務効率化事業

ITを活用することにより生活保護業務の効率化を図る。

システムにデータ出力機能等を追加する改修等を行う事業。

(イ) 医療扶助レセプトオンライン請求対応事業

「IT新改革戦略」を受け、医療扶助レセプトをオンライン受領できるよう体制整備を図る事業。

(ウ) その他

ITを活用することにより生活保護業務の効率化を図る事業。

ク 町村福祉事務所設置推進支援事業

(ア) 都道府県事業 (略)

(イ) 町村事業 (略)

ケ その他適正化事業

上記アからクまでの事業以外で生活保護をはじめとする社会福祉行政の適正化に資する事業。

4 その他

(1) 上記3 (2) アの「生活保護特別指導監査事業」の実施に当たっては、次の事項に留意すること。

ア 一般指導監査

(ア) ケース検討数は、全ケース数の概ね20%を目途に実施すること。

その対象ケースは、①自立支援の推進、②不正受給防止対策の徹底の観点から、稼働年齢層の者がいる世帯及び暴力団関係者等関連ケース世帯などを重点的に抽出すると

ク 町村福祉事務所設置推進支援事業

(ア) 都道府県事業 (略)

(イ) 町村事業 (略)

ケ 先駆的・試行的事業

地方自治体における生活保護の適正な運営、生活保護事務の効率化に係る先駆的・試行的事業。

コ その他適正化事業

上記アからケまでの事業以外で生活保護をはじめとする社会福祉行政の適正化に資する事業。

4 その他

(1) 上記3 (2) アの「生活保護特別指導監査事業」の実施に当たっては、次の事項に留意すること。

ア 一般指導監査

(ア) ケース検討数は、全ケース数の概ね20%を目途に実施すること。

その対象ケースは、①自立支援の推進、②不正受給防止対策の徹底の観点から、稼働年齢層の者がいる世帯及び暴力団関係者等関連ケースなどを重点的に抽出すること。

ともに、③他法他施策の適正な活用の観点から、年金受給の可否の検討状況の確認のために、高齢者世帯及び障害者世帯についても対象とすること。

なお、暴力団関係者等関連ケースは全ケースを検討すること。

さらに、年金受給の可否の検討状況の確認を行うため、これに精通する者を雇い上げる経費について、別に定める交付基準に従い、予算の範囲内で補助するものであること。

(イ) ケース検討数の外に、①面接相談の取扱い（申請に至らなかったケース）、②保護廃止時の取扱い（辞退による廃止ケース、指導指示違反による廃止ケース、その他、廃止の適否が疑われるケース）に係る指導援助が適切であるかを事項別検討として実施する場合は、（ア）の個別ケース検討数は概ね15%とし、事項別検討分は残り5%相当として取り扱って差し支えないものとする。

(ウ) (ウ) (ア) によるケース検討の結果、是正改善を要するケース及び自立が期待されるケースについては、改善事項及び今後の援助方針を「ケース指導台帳」に記入し保管しておくこと。この場合、特に是正改善が求められるケースについての今後の援助方針は、現業員及び査察指導員と十分協議の上、具体的に明確にしておくこと。

また、(イ) の事項別検討の結果、面接相談及び保護廃止時の指導援助が不適切である場合には、所長等幹部職員に対して指導を徹底するとともに、文書により具体的改善内

なお、暴力団関係者等関連ケースは全ケースを検討すること。

(イ) ただし、個別ケース検討数の外に、面接相談及び申請の取扱い（①申請に至らなかったケース、②申請が取り下げられたケース、③申請を却下したケース）並びに保護廃止時の取扱い（①辞退による廃止ケース、②指導指示違反による廃止ケース、③その他、廃止の適否が疑われるケース）に係る指導援助が適切であるかを事項別検討として実施する場合は、（ア）の個別ケース検討数は概ね15%とし、事項別検討分は残り5%相当として取り扱って差し支えないものとする。

(ウ) (ウ) (ア) によるケース検討の結果、是正改善を要するケース及び自立が期待されるケースについては、改善事項及び今後の援助方針を「ケース指導台帳」に記入し保管しておくこと。この場合、特に是正改善が求められるケースについての今後の援助方針は、現業員及び査察指導員と十分協議の上、具体的に明確にしておくこと。

また、(イ) の事項別検討の結果、面接相談、申請及び保護廃止時の指導援助が不適切である場合には、所長等幹部職員に対して指導を徹底するとともに、文書により具体的

容を指示すること。

(エ) (略)

イ～エ (略)

(2) 上記3 (2) イの「診療報酬明細書点検等事業」の実施に当たっては、次の事項に留意すること。

ア 診療報酬明細書の資格審査、内容点検 (単月・縦覧) は、その対象となる全ての診療報酬明細書について実施すること。

イ 事業の実施に当たっては、四半期ごとに点検ごとの「対象件数」、「点検件数」を厚生労働省に報告すること。

(3) 上記3 (2) クの「町村福祉事務所設置推進支援事業」の実施に当たっては、次の事項に留意すること。

ア 本事業の実施に当たり、都道府県と町村は十分な協力と連携を図ること。

イ 本事業は、福祉事務所を設置する日の属する年度及びその前年度に実施するものとする。

改善内容を指示すること。

(エ) (略)

イ～エ (略)

(2) 上記3 (2) キの「町村福祉事務所設置推進支援事業」の実施に当たっては、次の事項に留意すること。

ア 本事業の実施に当たり、都道府県と町村は十分な協力と連携を図ること。

イ 本事業は、福祉事務所を設置する日の属する年度及びその前年度に実施するものとする。

(別添1)

自立支援プログラム策定実施推進事業実施要領

1 目的 (略)

2 実施主体 (略)

実施主体は、都道府県、指定都市、中核市又は市区町村（町村については福祉事務所を設置している町村に限る。）とする。

3 事業内容

(1) 実施体制整備事業

- ア 就労支援事業 (略)
- イ 就労意欲喚起等支援事業 (略)
- ウ 精神障害者等退院促進事業 (略)
- エ 健康管理支援事業 (略)
- オ 健康診査及び保健指導活用推進事業 (略)
- カ 稼働能力判定会議設置事業 (略)
- キ 自立支援業務に関する研修事業 (略)
- ク 子どもの健全育成事業 (略)
- ケ 居宅生活移行支援事業

無料低額宿泊施設等において、入所中の被保護者に対して自立・就労支援等を行う職員を配置する等、居宅生活等への移行を促進する事業。

コ その他自立支援プログラム実施体制整備事業

上記アからケまでの事業以外で自立支援プログラムの実

(別添1)

自立支援プログラム策定実施推進事業実施要領

1 目的 (略)

2 実施主体 (略)

実施主体は、都道府県、指定都市、中核市又は市区町村（町村については福祉事務所を設置している町村に限る。）とする。

3 事業内容

(1) 実施体制整備事業

- ア 就労支援事業 (略)
- イ 就労意欲喚起等支援事業 (略)
- ウ 精神障害者等退院促進事業 (略)
- エ 健康管理支援事業 (略)
- オ 健康診査及び保健指導活用推進事業 (略)
- カ 稼働能力判定会議設置事業 (略)
- キ 自立支援業務に関する研修事業 (略)
- ク 子どもの健全育成事業 (略)
- ケ 先駆的・試行的事業 (略)

コ その他自立支援プログラム実施体制整備事業

上記アからケまでの事業以外で自立支援プログラムの実

施体制の整備に関する事業。

(2) 自立支援サービス整備事業 (略)

施体制の整備に関する事業。

(2) 自立支援サービス整備事業 (略)

(別添3)

民生委員・児童委員研修事業実施要領

1 目的(略)

2 実施主体

実施主体は、都道府県、指定都市又は中核市とする。ただし、地域の実情に応じ、適切な事業運営が確保できると認められる都道府県社協、指定都市社協、社会福祉法人又は特定非営利活動法人等に事業の全部又は一部を委託することができる。

3 事業内容(略)

4 事業の実施

(1) 研修を計画するに当たっては、民生委員・児童委員協議会等と連携するよう留意すること。

(2) (略)

(3) (略)

5 その他(略)

(別添3)

民生委員・児童委員研修事業実施要領

1 目的(略)

2 実施主体

実施主体は、都道府県又は指定都市とする。ただし、地域の実情に応じ、適切な事業運営が確保できると認められる都道府県社協、指定都市社協、社会福祉法人又は特定非営利活動法人等に事業の全部又は一部を委託することができる。

3 事業内容(略)

4 事業の実施

(1) 研修を計画するに当たっては、民生委員・児童委員協議会等と連携するとともに、区域内に中核市がある都道府県におかれては、中核市が行う研修と連携・整合を図るよう留意すること。

(2) (略)

(3) (略)

5 その他(略)

(別添4) (略)

(別添5)

福祉人材確保重点事業実施要領

1 都道府県福祉人材センターが行う福祉人材確保重点事業

(1) 目的 (略)

(2) 実施主体 (略)

(3) 事業内容

ア 基本事業 (略)

イ 重点事業

基本事業の(イ)から(キ)までに掲げる事業のうち、潜在的マンパワーの掘り起こし、福祉・介護分野への障害者雇用の促進等、それぞれの地域に応じた需要に対する重点的事業、先駆的・試行的事業又は福祉人材確保重点実施期間に関連して行われる事業であって、その地域で特に必要とされ、効果が見込まれる事業として厚生労働大臣が認めた事業。

(4) 留意事項 (略)

(5) その他 (略)

2 福祉人材バンクが行う福祉人材確保重点事業 (略)

(別添4) (略)

(別添5)

福祉人材確保重点事業実施要領

1 都道府県福祉人材センターが行う福祉人材確保重点事業

(1) 目的 (略)

(2) 実施主体 (略)

(3) 事業内容

ア 基本事業 (略)

イ 重点事業

基本事業の(イ)から(キ)までに掲げる事業のうち、潜在的マンパワーの掘り起こし、福祉・介護分野への障害者雇用の促進等、それぞれの地域に応じた需要に対する重点的事業、先駆的・試行的事業又は福祉人材確保重点月間(仮称)に関連して行われる事業であって、その地域で特に必要とされ、効果が見込まれる事業として厚生労働大臣が認めた事業。

(4) 留意事項 (略)

(5) その他 (略)

2 福祉人材バンクが行う福祉人材確保重点事業 (略)

(別添6)

外国人介護福祉士候補者受入施設
日本語習得支援事業実施要領

1 目 的

経済連携協定に基づき入国する外国人介護福祉士候補者（以下、「候補者」という。）が円滑に就労・研修できるように、受入施設における日本語習得の支援を行う。

2 実施主体

実施主体は都道府県とする。ただし、都道府県が適当と認める団体に事業の全部又は一部を委託することができる。

3 事業内容

受入施設における候補者の日本語習得（日本語学校への通学等）に係る費用を助成する。

なお、候補者一人あたりの助成額は、23.5万円以内とする。

4 留意事項

受入施設において、候補者の日本語能力に応じた「研修計画」（日々の日本語学習計画）が策定されていることを事前に確認すること。

なお、本「研修計画」は、集合研修（日本語定期研修）において提示された「学習方針」等を基に策定されていることを確認すること。

(別添6)

社会福祉法人経営支援事業実施要領

(略)

(別添7) ～ (別添9) (略)

((別添7) ～ (別添9) (略)

(別添 10)

日常生活自立支援事業実施要領

1 (略)

2 実施主体

実施主体は、都道府県社協又は指定都市社協とする。ただし、実施主体は、本事業の一部を次に掲げる者に委託できるものとする。

(1) 都道府県社協にあつては社会福祉法第 109 条第 1 項及び第 2 項に規定する社協、指定都市社協にあつては同条第 2 項に規定する社協

(2) 社会福祉法人

(3) 公益社団法人又は公益財団法人（特例社団法人又は特例財団法人を含む）

(4) 実施主体が、適切な事業運営が確保できると認める一般社団法人又は一般財団法人

(5) 特定非営利活動促進法第 2 条第 2 項に規定する特定非営利活動法人

(6) (1) から (5) までのほか、福祉サービス利用援助事業の対象者の当事者団体、家族会等で法人格を有するもの

3 (略)

(別添 10)

日常生活自立支援事業実施要領

1 (略)

2 実施主体

実施主体は、都道府県社協又は指定都市社協とする。ただし、実施主体は、本事業の一部を次に掲げる者に委託できるものとする。

(1) 都道府県社協にあつては社会福祉法第 109 条第 1 項及び第 2 項に規定する社協、指定都市社協にあつては同条第 2 項に規定する社協

(2) 社会福祉法人

(3) 民法第 34 条に規定する公益法人

(4) 特定非営利活動促進法第 2 条第 2 項に規定する特定非営利活動法人

(5) (1) から (4) までのほか、福祉サービス利用援助事業の対象者の当事者団体、家族会等で法人格を有するもの

3 (略)

4 事業の実施内容

(1) 福祉サービス利用援助事業

ア (略)

イ (略)

ウ 契約の手続

本事業による援助は、要援護者本人等からの申請に基づき、次の手続を経た上で行うものとする。

なお、本事業は、初期相談の段階での対応が極めて重要であることから、要援護者本人はもとより、家族、介護支援専門員、民生委員、保健師、行政機関等からの連絡によるものも含め、多様な相談に対応できるよう必要な体制を確保すること。

また、実施主体が行う相談の過程で、本事業による援助が困難であると認められ、契約に至らない者、成年後見制度の対象と考えられる者等については、市町村及び関係機関への連絡、成年後見制度の利用の支援等適切な対応を行うよう努めること。

(ア) ～ (ウ) (略)

エ～カ (略)

(2) (略)

(3) (略)

5 (略)

4 事業の実施内容

(1) 福祉サービス利用援助事業

ア (略)

イ (略)

ウ 契約の手続

本事業による援助は、要援護者本人等からの申請に基づき、次の手続を経た上で行うものとする。

なお、本事業は、初期相談の段階での対応が極めて重要であることから、要援護者本人はもとより、家族、介護支援専門員、民生委員、保健師、行政機関等からの連絡によるものも含め、多様な相談に対応できるよう必要な体制を確保すること。

また、実施主体が行う相談の過程で、本事業による援助が困難であると認められる者については、市町村への連絡等適切な対応を行うよう努めること。

(ア) ～ (ウ) (略)

エ～カ (略)

(2) (略)

(3) (略)

5 (略)

(別添 1 1) (略)

(別添 1 2)

地域福祉等推進特別支援事業実施要領

1 目的 (略)

2 事業内容

(1) 地域福祉推進のための先駆的・試行的事業

ア (略)

イ (略)

ウ 社会福祉推進事業

別に定める社会福祉推進事業実施要領に基づくものとする。

(2) (略)

(別添 1 3) (略)

(別添 1 1) (略)

(別添 1 2)

地域福祉等推進特別支援事業実施要領

1 目的 (略)

2 事業内容

(1) 地域福祉推進のための先駆的・試行的事業

ア (略)

イ (略)

(2) (略)

(別添 1 3) (略)

(別添14)

ひきこもり対策推進事業実施要領

1 目的 (略)

2 実施主体 (略)

3 事業内容

事業の内容は、次に掲げるものとする。

(1) センターの設置

ア 設置か所数 (略)

イ 名称

センターの名称は、「ひきこもり地域支援センター」とするなど、ひきこもり対策の実施機関であることがわかるものとする。

(2) センターの事業内容

ア (略)

イ (略)

ウ (略)

エ その他のひきこもり対策推進事業

上記アからウまでの事業以外でひきこもり対策の推進を
目的とした事業を実施する。

(別添14)

ひきこもり対策推進事業実施要領

1 目的 (略)

2 実施主体 (略)

3 事業内容

事業の内容は、次に掲げるものとする。

(1) センターの設置

ア 設置か所数 (略)

イ 名称

センターの名称は、「ひきこもり地域支援センター」とするなど、ひきこもり対策の中核機関であることがわかるものとする。また、児童期、成人期の区分がわかるようにすることが望ましい。

(2) センターの事業内容

ア (略)

イ (略)

ウ (略)

(3) 実施体制

ア ひきこもり支援コーディネーターの配置

センター1か所当たり、原則、ひきこもり支援コーディネーターを2名配置するものとし、このうち専門職を1名以上配置するものとする。専門職は、社会福祉士、精神保健福祉士、保健師等の資格を有する者とする。ただし、これによりがたい場合はこれらと同等に相談等業務を行うことのできる者とする。

イ (略)

4 対象者 (略)

5 実施上の留意事項 (略)

(3) 実施体制

ア ひきこもり支援コーディネーターの配置

センター1か所当たり、原則、ひきこもり支援コーディネーターを2名配置するものとし、このうち専門職を1名以上配置するものとする。専門職は、社会福祉士、精神保健福祉士、保健師等の資格を有する者又はこれらと同等に相談等業務を行うことのできる者とする。

イ (略)

4 対象者 (略)

5 実施上の留意事項 (略)

(別添15)

地域生活定着支援事業実施要領

1 目的

本事業は、高齢であり、又は障害を有するため、福祉的な支援を必要とする矯正施設（以下、刑務所、少年刑務所、拘置所、少年院を指す。）退所予定者について、本人が矯正施設入所中から退所後直ちに福祉サービス等（障害者手帳の発給、社会福祉施設への入所など）につなげるための準備を、各都道府県の保護観察所と協働して進める地域生活定着支援センター（以下「センター」という。）を都道府県に設置することにより、司法と福祉が連携して、矯正施設退所者の社会復帰を支援し、再犯防止対策に資することを目的とする。

2 実施主体 (略)

3 事業内容

事業の内容は、次に掲げるものとする。

(1) センターの設置

ア 設置か所数

センターは、保護観察所、矯正施設所在地を配慮し、原則として都道府県に各1か所とする。

イ (略)

(別添15)

地域生活定着支援事業実施要領

1 目的

本事業は、高齢であり、又は障害を有するため、福祉的な支援を必要とする刑務所等（以下、刑務所、少年刑務所、拘置所、少年院を指す。）出所（少年院については出院。以下同じ。）予定者について、本人が刑務所等入所中から出所後直ちに福祉サービス等（障害者手帳の発給、社会福祉施設への入所など）につなげるための準備を、各都道府県の保護観察所と協働して進める地域生活定着支援センター（以下「センター」という。）を都道府県に設置することにより、司法と福祉が連携して、刑務所出所者等の社会復帰を支援し、再犯防止対策に資することを目的とする。

2 実施主体 (略)

3 事業内容

事業の内容は、次に掲げるものとする。

(1) センターの設置

ア 設置か所数

センターは、保護観察所、刑務所等所在地を配慮し、都道府県に各1か所とする。

イ (略)

(2) センターの事業内容

センターは、各都道府県の保護観察所と連携して、①退所後に必要な福祉サービス等ニーズの把握、帰住予定地のセンターとの連絡等の事前調整を行う、矯正施設所在地において果たす役割と、②退所予定者の福祉サービス等利用の受入調整を行う帰住予定地において果たす役割の2つの役割を併せ持つものとし、次の事業を行う。

ア 保護観察所からの依頼を受けて、保護観察所と共に矯正施設内で対象者と面接し、退所後に必要となる福祉サービス等の聞き取りを行う。

イ 帰住予定地が対象者の矯正施設と同一の都道府県内である場合は、必要となる福祉サービス等（※）の申請の事前準備を支援するとともに、地域における福祉のネットワークと連携し、グループホーム、ケアホームや社会福祉施設など退所後の受入先を探す。

なお、他の都道府県のセンターから当該都道府県内に帰住予定の対象者がいる旨の連絡が入った場合も同様とする。

ウ （略）

エ 保護観察所からの依頼に基づき、対象者が退所した後に円滑に福祉サービス等を受けられるようにするための調整に関する計画（福祉サービス等調整計画）を作成し、保護観察所に提出する。

オ センター、保護観察所、受入先となる関係機関等による連絡協議会等において、情報交換、対象者の退所後の生活につ

(2) センターの事業内容

センターは、各都道府県の保護観察所と連携して、①出所後に必要な福祉サービス等ニーズの把握、帰住予定地のセンターとの連絡等の事前調整を行う、刑務所等所在地において果たす役割と、②出所予定者の福祉サービス等利用の受入調整を行う帰住予定地において果たす役割の2つの役割を併せ持つものとし、次の事業を行う。

ア 保護観察所からの依頼を受けて、保護観察所と共に刑務所等内で対象者と面接し、出所後に必要となる福祉サービス等の聞き取りを行う。

イ 帰住予定地が対象者の刑務所等と同一の都道府県内である場合は、必要となる福祉サービス等（※）の申請の事前準備を支援するとともに、地域における福祉のネットワークと連携し、グループホーム、ケアホームや社会福祉施設など出所後の受入先を探す。

なお、他の都道府県のセンターから当該都道府県内に帰住予定の対象者がいる旨の連絡が入った場合も同様とする。

ウ （略）

エ 保護観察所からの依頼に基づき、対象者が出所した後に円滑に福祉サービス等を受けられるようにするための調整に関する計画（福祉サービス等調整計画）を作成し、保護観察所に提出する。

オ センター、保護観察所、受入先となる関係機関等による連絡協議会等において、情報交換、対象者の出所後の生活につ

いての検討を行うなど、恒常的な連携が確保できるよう努める。

カ (略)

(※) (略)

(3) 実施体制
(略)

4 対象者

(1) 高齢であり、又は障害を有するため、福祉的な支援を必要とする矯正施設退所予定者。

(2) 入所中にセンターが相談に応じた矯正施設退所者等で、センターが福祉的な支援を必要とすると認めるもの。

5 実施上の留意事項
(略)

いての検討を行うなど、恒常的な連携が確保できるよう努める。

カ (略)

(※) (略)

(3) 実施体制
(略)

4 対象者

(1) 高齢であり、又は障害を有するため、福祉的な支援を必要とする刑務所等出所予定者。

(2) 入所中にセンターが相談に応じた刑務所等の出所者等で、センターが福祉的な支援を必要とすると認めるもの。

5 実施上の留意事項
(略)

(別添16)

ホームレス対策事業実施要領

1 目的 (略)

2 実施主体 (略)

3 事業

(1) ホームレス総合相談推進事業

ア 巡回相談指導等事業

ホームレス及びホームレスとなることを余儀なくされるおそれのある者の起居する場所を巡回し、また、炊き出し等ホームレスが集まる機会を活用し、これらの者と直に面接を行い、日常生活に関する相談等を行う。

また、相談の結果により、次に掲げるように、各種施策の活用にかかる助言等を行うとともに、関係機関との連携の下、必要な支援を行う。

㊦～㊧ (略)

㊨ ホームレスの衛生状態の改善を図るため、必要に応じて入浴、シャワー等のサービスを提供すること。

イ (略)

(別添16)

ホームレス対策事業実施要領

1 目的 (略)

2 実施主体 (略)

3 事業

(1) ホームレス総合相談推進事業

ア 巡回相談指導等事業

ホームレス及びホームレスとなることを余儀なくされるおそれのある者の起居する場所を巡回し、また、炊き出し等ホームレスが集まる機会を活用し、これらの者と直に面接を行い、日常生活に関する相談等を行う。

また、相談の結果により、次に掲げるように、各種施策の活用にかかる助言等を行うとともに、関係機関との連携の下、必要な支援を行う。

㊦～㊧ (略)

イ (略)

ウ 実施上の留意事項

㊦ 巡回相談指導事業

(ア) ～ (カ) (略)

(キ) 入浴、シャワー等のサービスを提供する場合には、公衆浴場、ホームレス自立支援センター、ホームレス緊急一時宿泊施設及び各種福祉施設等の既存の施設を利用することも差し支えないこと。

(2) ホームレス自立支援事業 (略)

(3) ホームレス緊急一時宿泊事業 (シェルター事業) (略)

(4) ホームレス能力活用推進事業 (略)

ウ 実施上の留意事項

㊦ 巡回相談指導事業

(ア) ～ (カ) (略)

(2) ホームレス自立支援事業 (略)

(3) ホームレス緊急一時宿泊事業 (シェルター事業) (略)

(4) ホームレス能力活用推進事業 (略)

(5) ホームレス衛生改善事業 (削除)

(別紙17)～(別添20)(略)

(別紙17)～(別添20)(略)

(別添 2 1)

支援給付適正実施推進事業実施要領

- 1 目的 (略)
- 2 実施主体 (略)
- 3 事業内容 (略)
- 4 その他

上記 3 (1) の「診療報酬明細書点検等充実事業」の実施にあたっては、次の事項に留意すること。

ア 診療報酬明細書の資格審査、内容点検（単月・縦覧）は、その対象となる全ての診療報酬明細書について実施すること。

イ 事業の実施にあたっては、四半期ごとに「対象件数」、「点検種類ごとの点検件数」を厚生労働省に報告すること。

(別添 2 1)

支援給付適正実施推進事業実施要領

- 1 目的 (略)
- 2 実施主体 (略)
- 3 事業内容 (略)

--	--